

## 感染症による出席停止について

福島県立福島中央高等学校 保健部

下記の表にあるような学校感染症にかかり、医師が感染予防のため学校を休む必要があると診断した場合は、出席停止の措置がとられ通常の欠席とは区別されます。

次の「手続きの方法」に従って、手続きを行ってください。

<b>&lt;手続きの方法&gt;</b>	
1	医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、担任へ連絡をしてください。そのときに、診断を受けた病名と出席停止の指示を受けたことをお伝えください。
2 必要書類	
①	出席停止における保護者報告書…出席停止期間が終了し登校を再開してから、お子様を通してお渡しします。保護者の方がご記入ください。
②	医療機関を受診したことを証明できる書類（調剤明細書、領収書の写し等） ※ 医師の診断書は、診断書料がかかるため必要ありません。
3 提出先	
①と②の書類をそろえて、担任を通して保健室へ提出してください。 書類が提出されない場合は、出席停止扱いとなりませんのでご注意ください。	

主な学校感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則より）

	病名	出席停止期間
第1種	<b>発生はまれだが重大な感染症</b>	
	（※1）	治癒するまで
第2種	<b>放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある、飛沫感染する学齢期の主な感染症</b>	
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	<b>飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症</b>	
	（※2）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身症状が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

※1：エボラ出血熱、痘瘡、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

※2：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎